

Withコロナの新たな段階への 移行に向けた療養体制の整備



令和4年9月15日
兵 庫 県

国のWithコロナに向けた新たな段階における療養の考え方

- 国は、発生届の対象外となる若い軽症者の方等が安心して自宅療養をできるようにするための環境整備に目処が立ち、全国的に感染者の減少傾向が確認されたことから、必要なシステム改修を経て、**9月26日より、全国一律で、療養の考え方を転換し、全数届出を見直し**

発生届出限定化

発生届の対象は、65歳以上の方、入院を要する方など4類型に限定し、重症化リスクの高い方を守るため、保健医療体制の強化、重点化を推進

【発生届出対象者】

- ① 65歳以上
- ② 入院を要する者（基礎疾患等により入院の必要が生じる可能性がある」と医師が判断した者も含む）
- ③ 重症化リスクが有りコロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要な者
- ④ 妊婦

全数届出の見直し後も、ハーススを改修し、届出対象外の方も含めて、感染者の総数は引き続き把握届出対象外の患者は、発生届の登録が行われず、My HER-SYS や紙の療養証明書の発行は行わない。

フォローアップ体制の整備

届出対象外の方が、体調悪化時に連絡・相談できる健康フォローアップセンターを整備し、必要に応じて、宿泊療養や配食等の支援を実施

症状が軽いなど、自宅で速やかな療養開始を希望される方は、抗原検査キットで自己検査し、陽性の場合、健康フォローアップセンターに連絡して、自宅療養

届出対象外者へのフォローアップ体制の構築

届出限定化の全国実施（9/26）にむけて、対象外者（低リスク者）へのフォローアップ体制を構築

- （1）新たに「陽性者登録支援センター」を設置し、報告された患者数の集計のほか、個別支援を希望する陽性者の情報登録、登録案内(コールセンター)、個別支援手配、希望時の宿泊調整など実施
- （2）「自宅療養者等相談支援センター」で健康相談対応を実施

区 分	内 容
①感染者総数の把握 (医療機関から報告)	医療機関で年代別患者数をHER-SYSに入力（対応が困難な医療機関はFaxによる報告） →年代別患者数の報告を感染症対策課（陽性者登録支援センター）で集計
②患者情報の登録・ 個別支援手配 (希望者からの申請)	個別支援を希望する届出対象外者の最低限の個人情報に登録しておくことが必要 →「陽性者情報管理システム」(Web)にて希望者からの申請を受付・個別支援手配を実施 (WEB対応できない方には、案内コールセンターで対応)
③宿泊調整の実施 (希望者からの申請)	重症化リスクの方と同居し、空間分離が困難な低リスク者等は、宿泊施設での隔離が必要 →患者からの申請に応じて、「陽性者登録支援センター」が宿泊調整を実施
④健康管理	届出対象外の患者に、医療機関で「自宅療養者等相談支援センター」の周知チラシを配布 →症状悪化時の健康相談などは既存の「自宅療養者等相談支援センター」を活用

※ ①～④の業務は感染症法に基づく事務になるため、県管轄分のみを対象に実施

 : 今回新たに設置する「陽性者登録支援センター」の業務

〔療養証明書の取扱い〕

低リスク者は、①国通知で発行しないとしたこと。②入院給付金を9月26日以降支払い対象外とすると大半の保険会社も決定していることから、全国一律の届出限定化にあわせて、療養証明書の発行は行わない

生命保険協会が会員各社に「療養証明書の発行を医療機関や保健所に求めず、自治体の受付結果など代替書類等で対応可能」と周知済
療養証明に代わるものとして、医療機関からのチラシ提示や「陽性者登録支援センター」の登録画面表示機能を追加

新型コロナ患者支援イメージ（陽性者登録支援センターの導入後）

発熱等診療・検査医療機関



届出対象者

【重症化リスクがある方等】

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦

発生届

健康福祉事務所

重症化リスクが高い方へ重点化

必要に応じ
CCC-Hyogo等と連携

入院、宿泊等調整

情報提供



コロナ入院医療機関

宿泊療養施設

自宅療養者等相談支援センター

- ・健康相談
- ・支援物資配布
- ・療養証明書発行

登録者(届出対象外者)

- ・健康相談
- ・支援物資配布
(パルス、食料品等)

情報共有

体調不安、悪化時等の相談

体調不安、悪化時等の相談

(新規)

陽性者登録支援センター

- ・登録希望者の陽性確認
- ・個別支援確認・依頼
(パルス等)
- ・宿泊調整
- ・患者数集計

情報提供

医療機関配布チラシ
写真画像等で陽性確認

希望者が登録

医療機関は年代別陽性者数をHER-SYS(※)で報告

(※)HER-SYS対応困難時は、FAX

(新規)

届出対象外者

【上記①～④以外の方】

医療機関から陽性者登録支援センターの案内
(チラシ配布等)

自己検査者

【医療機関の受診を希望しない低リスクの方等】

- ① 2～64歳
- ② 重症化リスクが低い有症・無症状者
- ③ 自己検査で陽性となった方

体調不安、悪化時等の相談

希望者が登録

自主療養者登録センター

- ・自己検査結果確認
- ・健康管理

必要に応じ
受診勧奨

健康相談コールセンター

- ・看護師による健康相談
- ・医療機関への案内 等

新たに設置する「陽性者登録支援センター」と既存センターの対象と業務内容

- 「自主療養登録センター」は、医療逼迫の軽減に寄与しており、役割を整理して当面継続して設置し、今後「陽性者登録支援センター」の個別支援状況なども踏まえ、効率的なあり方を検討

センター区分	対象者	業務内容	備考
自宅療養者等 相談支援 センター	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者のうち自宅療養者 ・届出対象外者 ・陽性者の同居家族 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養者等の健康相談 ・医療機関の案内 ・自宅療養者の配食等の支援 ・届出者の療養証明発行 等 	医療機関 に受診
(新設) 陽性者登録支援 センター	<ul style="list-style-type: none"> ・届出対象外者のうち 個別支援を希望する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者情報登録・陽性者確認 ・宿泊調整 ・配食等手配登録 	医療機関 に受診
自主療養登録 センター ^(※) <small>※9/26以降も姫路市、 尼崎市、明石市含む</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・自己検査の陽性者 (自主療養者) <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <small>陽性者登録支援センターの 設置にあわせて、対象年齢を 2～59歳 → 2～64歳に変更</small> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査結果確認 ・健康管理 	未受診

全国一律の届出限定化にあわせて、届出対象外者と自主療養者の療養証明書は発行しない。
証明の代替書類として、それぞれのセンターの登録画面表示機能を追加

新型コロナウイルス感染症 「陽性」と診断された方へ

兵庫県からのお知らせ【政令・中核の5市(神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市)在住の方は除く】

陽性と診断され、医師に入院が不要と判断された方には、自宅療養者等相談支援センター等をご活用いただき、ご自身で健康観察し、自宅療養等をお願いしています。

療養に関する証明を求められた場合は、本チラシや陽性者登録支援センターの登録完了画面を提示するようにしてください。医療機関には、証明書を求めないでください。

【医療機関記載欄】

(保険医療機関コード)

受診医療機関名： _____

患者氏名： _____ 受診日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関から保健所への届出について、どちらかにチェック お願いします。

届出対象外

届出対象

届出対象外(低リスクの方)

右記以外の方は、保健所への届出対象外のため、保健所からの連絡はありません。

自宅療養のフォローアップをご希望される方は、ご自身で、「陽性者登録支援センター」へのご登録をお願いします。

※ WEB 登録時にはこのチラシが必要となりますので保管願います。

届出対象(重症化リスクの高い方)

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬や酸素投与の必要があると医師が判断する方
- ④ 妊婦の方

医療機関からの発生届出の情報をもとに保健所から連絡 (SMS の連絡を含む。) があります。

症状悪化時など相談

陽性者登録支援センターへの登録に必要ですので以下をご記入ください。

本人記入欄

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

住所 _____

情報登録

療養中に症状の悪化など、健康面の相談は、「自宅療養者等相談支援センター」にご相談ください。

兵庫県自宅療養者等相談支援センター

(24時間 365日対応)

電話 ×××-×××-××××

この電話番号は、非公表のため取扱注意をお願いします。

症状悪化時など相談

陽性者登録支援センターの登録について

WEB 登録や支援等についての相談窓口

- WEB 登録・支援申込: こちらの QR コードから →
- WEB 登録が難しい場合は、電話で受付します

連絡先: 078-371-2855 (9:00~18:00)

※回線が込み合う可能性がありますので、できるだけ WEB 登録をご活用ください。

※上記記載事項が事実と異なると判明した場合は、当該センターの登録は無効となります。【裏面に続く】

詳しくは「兵庫県陽性者登録支援センター」を検索

政令・中核市の登録リンクはこちら



陽性者登録支援センターの概要

【陽性者登録支援センターの支援内容】

- ・ パルスオキシメーターの申込(貸出)、 ・ 宿泊療養施設への入所・搬送
- ・ 登録受付画面の表示〔陽性者の確認のための機能〕

【登録時に必要な事項】

- ① 個人の情報：氏名、年齢、性別、居住地、電話番号、基礎疾患、症状など、 ② 支援希望内容 等

自宅療養中の健康観察

- ◆ 体調が悪くなった場合などには、まずは陽性判定をした医療機関（又はかかりつけ医）へご相談ください。（ただし、当該医療機関の診療時間内をお願いします）
- ◆ 上記で対応ができなかった場合や、同居人の健康相談等がある場合は、自宅療養者等相談支援センターにご連絡ください。
- ◆ 緊急時は、救急 119 への連絡を優先してください。

【緊急性の高い症状】（※）は同居者等がご覧になって判断した場合です。

表情・外見	顔色が明らかに悪い（※） 唇が紫色になっている いつもと違う、様子がおかしい（※）
息苦しさ等	息が荒くなった（呼吸数が多くなった） 急に息苦しくなった 日常生活の中で少し動くと息があがる 胸の痛みがある 横になれない・座らないと息ができない ○パルスオキシメーターが使える場合の酸素濃度の急な低下
意識障害等	ぼんやりしている（反応が弱い）（※） もうろうとしている（返事がない）（※） 脈が飛ぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

自宅療養における療養終了基準について

- ◆ 有症状者の場合（例：9/1 発症, 9/2～9/8 療養）
療養期間は、発症日翌日から7日間かつ、症状が軽快した後24時間経過
- ◆ 無症状者の場合
検体採取日翌日から7日間経過した場合（ただし、5日目以降に検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、その翌日に解除可能）
- ◆ 保健所から、療養終了時の連絡は行っておりません。解除日は、上記「療養終了基準」により、ご自身でご確認をお願いしております。

【同居者の対応について】

- ◆ 陽性になられた方の同居者は「濃厚接触者」に該当します。
- ◆ 陽性になられた方の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は住居内で感染対策をした日のいずれか遅い方を0日として、5日間の外出自粛と7日間の健康観察をお願いします。

詳しくは「(兵庫県)新型コロナの陽性者・濃厚接触者の方にお問い合わせください」
を検索



- 陽性の方は、陽性者登録支援センターに登録の際に、当該チラシの医療機関記入欄を含めた写真画像の登録が必要です。当該チラシは処分せず療養期間は保管してください。
- 陰性の場合は、当該チラシを処分してください。